

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 25日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県山口市阿東徳佐中3193
氏 名 池田建設工業株式会社
代表取締役 江藤 正規
電話番号 083-957-0321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	池田建設工業株式会社
事業場の所在地	山口県山口市阿東徳佐中3193
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

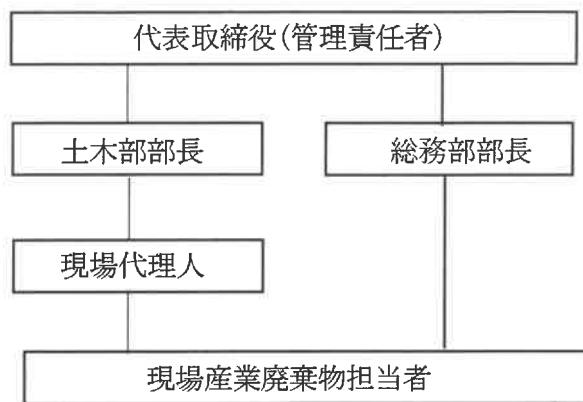
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	3億8607万円
③ 従業員数	15人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
----------	-----------

排 出 量	1,635 t
-------	---------

① 現状

(これまでに実施した取組)

- 工事発生受注量により排出量は増減するが、再生利用業者を選定し、排出量の削減を行っている。

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
----------	-----------

排 出 量	1,584 t
-------	---------

②計画

(今後実施する予定の取組)

- 工事発生受注量により排出量は増減するが再生利用業者を選定し、排出量の削減を継続して行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- がれき類、木くず等は確実に分別。
- 上記以外の廃棄物も混入しないよう分別

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- 現状の継続を徹底して行いリサイクル率の向上を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（――年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 _____		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（――年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 _____		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（――年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	――――――	――――――
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t ――――――	t ――――――
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】――――――		
	産業廃棄物の種類	――――――	――――――
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t ――――――	t ――――――
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	1,635 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	106 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,529 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面での契約を実施している。 			

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
全処理委託量	1,584 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
再生利用業者への 処理委託量	1,484 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え可能の限り優良認定処理業者を選定し、委託をする。 ・再生資源が可能な廃棄物は、再生利用が出来る業者を選定し、委託をしていく。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	池田建設工業株式会社		所在地(市町名)	山口市	事業の種類	総合工事業
-------------	------------	--	----------	-----	-------	-------

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																		
	汚泥	63	60									63	60	63	60				
	废油																		
	廃酸																		
	廃アルカリ	0	1									0	1			0	1		
廃棄物	廃プラスチック類	8	7									8	7			8	7		
	紙くず	22	20									22	20			22	20		
	木くず	511	490									511	490	43	40	511	450		
	繊維くず																		
	動植物性残さ																		
物質	動物系固形不要物																		
	ゴムくず																		
	金属くず																		
	ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず	7	6									7	6			7	6		
	鉛さい																		
物質	がれき類	1,025	1,000									1,025	1,000			1,025	1,000		
	動物のふん尿																		
	動物の死体																		
	ばいじん																		
	13号廃棄物																		
計 (A)		1,635	1,584	0	0	0	0	0	0	0	0	1,635	1,584	106	100	1,572	1,484	0	0

処理工程

廃プラスチック類→再生処理業者に委託後破碎し、セメント原燃料として再資源化。
再生不可のものは最終処分場にて安定型埋立処分する。

木くず→再生処理業者に委託後破碎、選別し木材チップ等として再資源化後売却。
再生不可のものは最終処分場にて安定型埋立処分する。

がれき類(コンクリート殻、アスコン殻)→再生処理業者に委託後、破碎し
再生アスコン及び再生路盤材として再資源化する。

その他がれき類→再生処理業者に委託後破碎、選別、篩分を行い再生砕石や
木材チップ等に再資源化する。再生不可のものは最終処分場にて
安定型埋立処分する。

金属くず→再生処理業者に委託後破碎し、製鋼原料として再資源化する。
再生不可のものは最終処分場にて安定型埋立処分する。

建設汚泥→再生処理業者に委託後、薬剤処理や分解、焼却を行い埋戻材等として
再資源化する。再生資不可のものは最終処分場にて管理型埋立処分する。

廃アルカリ→再生処理業者に委託後、中和、焼却等を行いセメント原材料等に再資源化する。
再生不可のものは管理型埋立処分する。

紙くず→再生処理業者に委託後破碎、選別し、破碎チップや路盤材等として再生資源化する。
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず→再生処理業者に委託後、破碎、選別、再生委託先にて
再生砕石、路盤材等に再資源化する。再生不可のものは最終処分(安定型埋立処分)する。